

玄海プルサーマル裁判ニュース

No.24
発行日 2017.8.20



発行者: 玄海原発プルサーマル裁判を支える会 会長 澤山保太郎
 編集者: 玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 代表 石丸初美
 〒 840-0844 佐賀市伊勢町 2-14 TEL 0952-37-9212 FAX 0952-37-9213
 編集責任 永野浩二

E-mail : saiban.jimukyoku@gmail.com
 URL : http://saga-genkai.jimdo.com/
 Facebook : http://www.facebook.com/genkai.genpatsu
 Twitter : @sagakarakaeru

**ただいま
進行中!**

裁判終了

玄海3・4号機再稼働差止仮処分 被告:九州電力 2011.7.7申立 2016.10.26追加申立 2017.6.13不当決定	玄海全機運転差止裁判 被告:九州電力 2011.12.27提訴 2015.10.30追加提訴
玄海3・4号機運転停止命令義務付請求裁判 被告:国 2013.11.17提訴	
玄海原発3号機MOX燃料使用差止裁判 被告:九州電力 2010.8.9提訴 2015.3.20不当判決 2016.6.27控訴審不当判決	

6/13 玄海3・4号機仮処分不当決定 抗告審へ 命のことだから諦める訳にはいきません!



2017年6月13日、佐賀地方裁判所は玄海3・4号機の再稼働差止めを求めた仮処分申し立てを却下する決定を下しました。6月23日、私達は即時抗告申し立てしました。

最大の争点は、基準地震動の過小評価問題と、配管損傷による重大事故に至る危険性です。地震国日本における原発の最重要課題は耐震安全性です。現行の入倉・三宅式に基づく基準地震動は過小評価であることを具体的に主張してきました。「過小評価」は昨年の熊本地震においても証明されましたが、立川裁判長は、九電を鵜呑みにして「九電の基準地震動は合理的で、具体的な危険が存在するとは認められない」と裁きました。

また実際に見つかった配管損傷の問題を取り上げ、重大事故に至る危険性を指摘しましたが、九電は「漏れなければわからない」という開き直りの姿勢をとり続けてきました。佐賀地裁は、九電から安全性の具体的な立証が何らされていないにもかかわらず、「配管が損傷し、これにより重大な事故が生ずるおそれがある」とは認

められない」と、原告の主張を退けました。公平な裁きではありませんでした。

仮処分は、3.11からわずか3か月後の2011年6月、玄海2・3号機再稼働が持ち上がり、それを受けて7月7日に申し立てたものです。新規制基準の下で九電が玄海3・4号機再稼働申請したことで、2号機を取り下げ、2016年10月26日に4号機を追加申し立て。約6年間、24回の審尋を経て、2017年1月16日に終結。時を同じくして、1月18日、原子力規制委員会は玄海3・4号機再稼働審査書を正式決定。それを受けて山口佐賀県知事は同意に向け、住民の理解を得るための「手続き」を次々と進めました。県民が理解や納得もしない中、知事は4月24日、議会制民主主義を楯に佐賀県議会の「容認決議」を受けて「再稼働はやむを得ない」と同意しました。

しかし、佐賀県の伊万里・神埼・嬉野、長崎県の壱岐・平戸・松浦の6市長は「首長は住民の不安に寄り添うことが責務」「避難計画への懸念がある」などと、再稼働に反対を表明。壱岐、平戸、松浦の3市議会は全会一致で反対の意見書を採択。知事の再稼働同意は、この多くの住民の意思を無視した事に他なりません。

2015年3月20日のMOX裁判と、この度の仮処分と二度の不当判決に、原告の気持ちは収まりません。司法もがフクシマの甚大な犠牲を踏みにじったのです。

原発は動かしてはならないと、フクシマでわかりました。核のゴミ問題と原発避難計画が再稼働と切り離されている不条理に怒りを禁じ得ません。しかし、原発は命の問題だからこそあきらめる訳にはいきません。

私たちは、裁判闘争を軸として、全国のみなさんと一緒に原発廃炉まで闘う気持ちを新たにしています。

代表 石丸初美

No.24 CONTENTS

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| ■仮処分不当決定 抗告審へ! / 声明 ……1 | ■離島・神集島を訪問して …… 8 |
| ■行政訴訟・全基差止 裁判報告 ……3 | ■篠山市「原発防災ハンドブック」の紹介 …… 9 |
| ■松尾邦子さん意見陳述 ……4 | ■提訴7周年活動報告会 / ダニーさん講演 ……10 |
| ■火山灰濃度基準100倍に! 審査やり直しを! ……6 | ■安定ヨウ素剤の中津市民への事前配布を ……11 |
| ■知事との約束を反故に~九電交渉報告 ……7 | ■リレーコラム / お知らせ ……12 |

仮処分不当決定即時抗告 “原決定は重大な誤り”

6月23日、私たちは抗告人173人分の委任状とともに佐賀地裁へ向かい、即時抗告を申し立てました。

7月7日には「即時抗告理由書」を提出しました。理由書ではまず、原決定をなした原審の司法審査のあり方と立証責任について「安全性に欠ける点の有無の判断において債権者らの主張立証を全く考慮せず、債務者の立証のみをもとに判断したことを、看過しがたい重大な誤りだ」とした上で、原決定の誤りを下記のように展開しました。福岡高裁での抗告審尋期日が未定ですが、傍聴、注目をお願いします。

<即時抗告理由書の構成>

- 第1 はじめに
- 第2 司法審査のあり方と立証責任
- 第3 本件原子炉施設の耐震安全性
- 第4 震源インバージョン
- 第5 経験式の有するばらつき考慮
- 第6 「加速度の過小評価」に関する原決定の誤り
- 第7 争点(2) (本件各原子炉施設の配管の安全性)

◆佐賀地裁不当決定 ポイント◆

- ①「福島原発事故後の規制の在り方には『社会通念』が反映。」「原子力規制委員会は厳格かつ詳細に審査した。その過程に看過しがたい過誤、欠落があると認められない」
- ②「もつとも厳しい評価結果を基準地震動として採用することを想定しており、基本的な枠組みはそれ自体、合理的。」
住民側が過小評価になると指摘した入倉三宅式と壇式を「合理性を有する」としながら、住民側主張の武村式と片岡式については「データが不十分で正確性に乏しい」「合理的と言える根拠に乏しい」とした。
- ③配管損傷の発見が遅れたことは「重大な不備があったとまでは認められない。」「必要な対策を講じた」「配管損傷しても、炉心溶融に至らない。炉心溶融しても原子炉容器、格納容器の破損に至らない」と九電の主張を丸のみ。

声 明

玄海原発3・4号機再稼働差止仮処分不当決定 フクシマを学ばず——事故があっても再稼働か！

本日、佐賀地方裁判所(立川毅裁判長、不破大輔裁判官、神本博雅裁判官)は玄海原発3・4号機再稼働差止を求める仮処分申立を却下しました。これに強く抗議します。

甚大な犠牲をもたらした東京電力福島第一原発事故から何も学ばず、債務者九州電力の説明を鵜呑みにして追認するだけの却下決定は司法の役割を放棄するものです。

九州電力と国と佐賀県が再稼働を強引に進める中で、安全と安心を求める住民の願いが司法によっても踏みにじられたのです。

私たちは、3.11直後に画策された玄海原発の再稼働を止めるべく、2011年7月7日に仮処分を申し立て、約6年間、24回の審尋の場で争ってきました。

地震国日本における原発の最重要課題は耐震安全性です。本仮処分において、私たちは現行の入倉・三宅式に基づく基準地震動は過小評価であると主張してきました。地震の規模を算出するには武村式を、地震動の大きさは片岡他の式を使用すべきであることを具体的に指摘してきました。この「過小評価」は昨年起きた熊本地震においても証明されました。九電は「十分安全側に評価している」と説明しただけでした。

また、私たちは玄海原発において実際に見つかった配管損傷の問題を取り上げ、最重要のクラス1配管の損傷から重大事故に至る危険性を指摘しましたが、九電は「地震が起きなければわからない、漏れなければ

わからない」という姿勢をとり続けてきました。

しかし、佐賀地裁が九電から安全性の具体的な立証が何らされていないにもかかわらず再稼働を容認したことに、私たちは憤懣やる方ない思いです。

今や地震国の日本列島が活動期に入っている事は明らかだと言われています。熊本地震では震度7の揺れを2度も記録する事態で、これが被害を拡大しました。その後も熊本、鳥取、沖縄、福島、茨城と強い地震が各地で頻発しています。大地震がいつ玄海原発を襲うのか、現代の科学では誰も想定できません。国と電力事業者は速やかに原発廃止を決断し、福島原発事故被害者の完全救済に全力を尽くすべきです。

原発はひとたび事故を起こせば、放射能をまき散らし、住民の命と安心できる生活環境を根こそぎ奪うのだと、フクシマが教えてくれました。そして、これ以上、核のゴミを増やすことは、未来の世代への大罪です。命のことだから諦めるわけにはいきません。

私たちは不当決定に怯むことなく、再稼働を止め、原発をすべてなくすために、全国のみなさんと手をつなぎ、これからも続く裁判闘争に全力を尽くす決意です。

2017年6月13日

玄海原発3・4号機再稼働差止仮処分申立人一同
玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会

行政訴訟・全基差止 裁判報告

5月12日、6月6日、7月28日

1. 6月16日(金):行政訴訟第14回口頭弁論

●国は深層防護の体系を無視している！

原告の陳述(準備書面10)は、被告国が3月、設置許可基準規則55条が求める汚染水流出による「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備が設けられていなくとも、審査合格を出している」と自ら自白してしまったことを指摘しました。また、先行注入する冷却水によって熔融燃料を受け止めることを前提として「水蒸気爆発は起こらない」と決めつけていること。さらに、燃料被覆管が900度以上に加熱されると水素ガスが過剰に発生しく水素爆発(爆燃)に、さらに高まると衝撃波が襲う「水素爆轟」の危機に陥り、原子炉格納容器の破損防止することは不可能になる、つまり、対応が為されていないことすべて規則違反、法律違反です。このような解釈は「深層防護の考え方とこの考えに立つ規則の体系を無視するものであり、福島第一原発事故の教訓を何ら受け止めない失当なもの」として、差止判決を求めました。

一方、被告は第13準備書面によって、『『平均的な地震動で耐震設計する』基準地震動の策定は正当で、『入倉・三宅式』も正しい。武村式は間違っていることを、大きな問題を含む宮腰ほか(2015)を挙げて主張。震源インバージョン解析は合理的であって優れている。熊本地震を例にしての島崎邦彦証言は、震源インバージョン解析の理解を誤った上に『入倉・三宅式』を過小評価とする指摘について、科学的、合理的とは言えない』として、島崎批判を再三再四繰り返しました。また、熊本地震のような震度7以上の短時間に連続する地震は例外とし、観測されたデータは軟弱地盤特有の増幅されたもので、玄海原発立地の硬質地盤が損壊に至ると主張は合理性に欠けると述べています。

●行政訴訟の訴えの変更について

7月12日付、原告より「訴えの変更申立書」を裁判所へ提出、認められました。

行政訴訟は、2013年提訴よりこれまで、国に対し「原発の安全性に問題があって、法律にも違反しているので、運転停止命令を出してください」という停止命令義務付け請求の訴訟だったのです。2017年1月18日、国がこの裁判の係争中に原子炉設置変更許可処分とし、再稼働を事実上認めてしまったので、この度、訴えの変更をし

ました。再稼働の根拠となった設置規則変更に対し不備があるので速やかに処分取消を求める、正しくは「玄海原発3・4号機設置変更許可処分取消請求訴訟」です。

2. 5月12日(金):全基差止第21回口頭弁論

この日、佐賀地裁の法廷には、大雨の降る中、山口祥義佐賀県知事「同意」への怒りとともに、たくさんの仲間が傍聴に集まりました。

今回、原告の口頭弁論は、基準地震動過小評価問題についての「被告九州電力主張の誤り」として、次のように反論しました。(準備書面17)

- ・被告の出した図からデータを読み取って見たところ、「入倉・三宅式」のデータセット53個のうち、震源インバージョンに基づくものは12個(23%)に過ぎず、「入倉・三宅式」は震源インバージョンに基づいて作成された経験式という被告の主張は成り立たず、誤りである。
- ・被告は、震源インバージョン解析がオールマイティのように論じているが、震源断層面積のトリミング(切り縮め)という方法はケースによって不可能であること、また、断層面積は研究者の勝手な仮定によって決まってしまう(熊本地震の断層面積は研究者によって2倍の開きがある)など矛盾を生じている。これらの数値を「入倉・三宅式」と対比し「整合性」を唱えても何ら意味がない。

――法廷で原告弁護団は、さらにその概要を説明しました。震源インバージョンという方法は「ばらつきを考慮していない(これは被告も認めている)」ので過小評価に繋がっています。被告が考慮したとする「不確かさ(震源断層の長さ、地震発生層の上端の深さ、下端の深さ、断層傾斜角など)」に「ばらつき」の考慮までも含めて置き換えてしまうことは論外です。現行評価が二重の過小評価になっていることも再度指摘し、玄海原発の危険性が事実上推認されることになり、運転は許されないと括っています。

一方、被告は「上申書(5月2日付)」を提出し、9月8日に審理予定されている「当事者の立証計画(証人尋問)」によって、玄海原発の基準地震動の策定の合理性および安全性について、明らかにしたい由を表明しました。



■6/13不当決定 (左から) 佐賀地裁前で取材に応じる冠木克彦弁護団長 / 記者会見 / 小山英之・裁判補佐人

3. 7月28日(金):全基差止第22回口頭弁論

36度の猛暑の中でしたが、地裁に駆けつけた仲間とともに門前で短時間アピール行動を行ってから入廷しました。証人尋問の証人として、原告は小山・美浜の会代表、被告は九電社員の赤司氏と牛崎氏の申請がありました。

●7月21日付、九州電力「2号機分離の上申書」

被告九電から上申書(2号機分離)が提出されました。この内容を簡単に説明します。玄海2号機は新規規制基準審査も申請しておらず、2011年1月29日の定期検査から3.11事故を経て止ったままでしたが、いつか動かすかもしれないと思われてきました。法廷では、この間、1号機が廃炉決定となって、2・3・4号機を対象とする全基差し止め訴訟が審理されてきました。しかし、今この時期になって、九電は「明らかに危険性の少ない2号機なので、今後この裁判から分離して審理してもらいたい」と請求したのです。

裁判所が、この上申書に対して、原告側の態度表明「同意」か「不同意」を求めたので、本日から1週間以内に返答することを伝えました。

そして顛末は・・・唐突な九電の「2号機分離申請」に、原告は「その必要性も理由も全く存在しないので反対する」として、8月3日裁判所に意見書を提出しました。

九電が何を考えてこの時期にこの上申書を出して来たのか？正確には分かりません。九電瓜生社長が2号機を動かしたいと発言していることは再三新聞報道にもなっています。昨年、関西電力は高浜原発1・2号機や美浜原発3号機など40年を超える高経年化原子炉を20年延長運転する申請をし、国は許可を出していま

す。6年前に起こした福島第一原発の事故、未だ解明も進まぬ中、新規規制基準という枠組み審査で、最近では着々と再稼働が許される、そして、40年を迎える老朽炉をさらに20年も延長できるという、こうした骨抜きの有様は新しい原発安全神話ではないのでしょうか？玄海原発の2号機も配管劣化問題、原子炉の金属疲労、蒸気発生器の問題、可燃性ケーブルの交換問題など様々な問題を抱え、万が一の対策費を十分に考慮するならば、経済的にも全く成り立たないのではなかったのか？疑問ばかりで私たちは理解に苦しみます。

九電は、玄海3・4号機が新規規制基準審査合格となり地元同意・知事同意を取ったとアピールし有利な判決を短期間に求めようとしています。一方で、裁判の分離によって2号機のみ個別化させた新たな主張を展開することで、この裁判を長期化に持ち込み、2号機の配管劣化ひび割れとその保安全管理不備の問題から類推される<3・4号機の争点>を消し去ろうともしているようです。原告側にとっては不利益ばかり想定され、とても被告の要求は正当なものとは思えません。よって、私たちは「反対」を選択したのです。

裁判所は直ちにこの意見を採用し、九電上申書を認めず、2号機を分離せず従来通りの審理を継続すると決定しました。しかし、「分離はしない」決定を受けて、九電が2号機独自の追加主張を展開すると回答したことから、以前に予定された9月8日証人尋問は中止となりました。

証人尋問は先延ばしになりましたが、裁判は大詰めには差し掛かっていることには違いありません。法廷は予断を許しません、皆さま、継続的傍聴やご支援、励ましをよろしくお願い申し上げます。(文責:荒川謙一)

松尾邦子さん意見陳述

全基差止裁判第22回口頭弁論(7月28日)

(1)

本日は意見陳述の機会を与您いただきありがとうございます。私の住まいは玄海原発からおよそ40キロ地点で福岡市早良区の南西部です。30キロ圏外ではありますが、福島の事故のような過酷事故が起きれば放射能は空気や水、風によって、周囲の都市をも汚染し続けるのは想像に難くありません。福島の事故でいまだにふる里に戻れない人々の悲しみや苦しみを思うにつけ、日本は2年以上も原発なしで暮らすことができた今、この玄海原発はもちろん、過酷事故を起こしかねないすべての原発とたまり続ける核のゴミを未来ある子供たちに残してはいけなと思って原告になりました。

私は長年教職についていました。退職後まもなくして、2011年3月のあの東日本大震災と福島原発事故起きたのです。それからずっとずっと心を痛めて生活をしてきました。そのような中、たまたま2014年の3月から約3年間、地域の「民生児童委員」になりました。私は教職の経験や長年独り暮らしだった母への想いを生かして活動しました。その中で感じたことを中心に原子力災害に対する不安を意見として述べたいと思います。

(2)

はじめに、「民生児童委員」の仕事の一つに「要援護

者」の対象となる方の把握と高齢者の現状の確認があります。「要援護者」とは要支援、要介護認定を受けている方で、まったく身寄りがなく、もしくは近くに身寄りがなく、災害時には周りの助けが必要な方です。私の地域は前年度からの引継ぎで、65歳高齢者の夫婦2人だけの世帯は

31世帯、一人住まいの高齢者は25名。その中で、要援護者は7名でした。そこでまず、65歳以上のいる約170世帯にあいさつ回りをしました。その結果、引き継いだ要援護者7名のほかにも心配な方が次々にみつけられました。この方たちは、自分の事情を近所に知られたくない、あるいは迷惑をかけたくないという理由から公的名簿に登録したくないと同意書を提出されていません。同意されないと、プライバシー保護のため地域における協力は依頼できない仕組みになっています。私の担当地区では次のような方々がいました。



スケッチ／竹田浩二

40代で脳卒中の病気で歩けなくなった車いす生活のAさん、足が痛くて時々何日も家から出られなくなるBさん、お酒を飲み続け近所との付き合いが希薄なCさん、心臓病や糖尿病を持ち足にしびれや痛みがあるDさん、被曝者手帳を持ち腰痛がひどく数か所の病院に通うEさん、夫婦二人住まいでも、どちらか片方が脳梗塞の後遺症で歩行困難であったりアルツハイマー病が進行中であったりFさんとGさん、又よそのうちに上がり込んだり、町内を一日中ぐるぐる回ったりの認知症を患うHさんIさん、ご主人は癌の手術後体調悪く、奥さんはパーキンソン病のJさんご夫婦、そして、姉、兄、弟3人とも精神障害で、別な意味でさらに厳しいKさんご一家など・・・です。どなたも薬を複数服用されていて緊急時の避難と避難生活は耐えられないだろうと思われました。こういう我が家も高齢者の2人暮らしです。連れ合いは心筋梗塞、脳梗塞経験者で薬が欠かせません。名簿に載ろうが載るまいが、詳しい事情が分かるのは民生委員ですが、災害時、私一人では助けられません。計20名を超える方々の避難は誰のどんな協力の下でどうやって助けるかと考えれば考えるほど不安になりました。一応町内防災組織というものには存在しますが形式的なもので、誰が誰をどのように助けるかまでは話し合われていないのが実状でした。これまでそれで済んだのは、幸いにも大きな災害はなかったからでしょう。しかし、年々風水害、土砂災害、地震の災害はひどくなりそうな日本です。福島原発事故があった今、これからは原子力災害も考えていかなければならない時代になったのです。

しかし、私の知る限り早良区ではこの3年間、原子力災害について町内会で具体的に話し合われている所はないと思います。福岡市では年一回夏に市長と代表民生委員との懇談会がありますので、私は話し合いのテーマに「原子力災害時の要援護者避難について話し合ってほしい」と毎年提案しましたが、「懇談会のテーマにふさわしくない」となぜか却下されてきました。それでも気になる「要援護者の避難」について学ぼうと、私は昨年秋に糸島での避難訓練を見に行きました。高齢者や障がい者施設では、ほんの一部の職員が数人の入居者の代わりをしての簡単な避難訓練でした。一町内の訓練でも健常者が補助具を付けたりしただけの訓練で、福岡市の避難所に向けてわずか1台のバスでの避難でしたから、実際に起こったときに役立つとは言えないものでした。さらに今年の春、知り合いの小中学校の管理職に尋ねたときは、「子供たちの避難については教育委員会からは何の指示も降りてきていない。」と話していました。もし在校中に原発事故が起きたらどうするのでしょうか？二週間ブルームが通り過ぎるのを、学校で窓を閉めて待つのでしょうか？必要なヨウ素剤の保管場所や服用の仕方を知っている人はいるのでしょうか？そもそも福岡市では防災危機管理課の避難計画案はまだ暫定版のままです。緊急時の対応が住民に周知徹底されていない中で玄海原発再稼働はどう考えても許されないと私は思います。

(3)

次に福島の事故後の話で感じたことです。避難の途中で、あるいは避難の長期化で心身共に状態が悪化

し、亡くなったり生きる希望をなくした高齢者が孤立死されたり、農業や畜産業の方の自殺など多く聞きました。厚生労働省自殺対策推進室の調査では(東日本震災に関連する自殺者数平成23年4月～29年4月分)、福島県が一番多く90名、次が宮城の52名、そして岩手の44名です。(ちなみに茨城1、埼玉1、東京2、大阪1、京都1)又家族がバラバラになることが長期化して子供たちにも親にも悪影響が出てきていることを耳にするにつけ、心が痛みます。一番悲しくて震える思いで怒りがこみ上げたのは、避難先の学校で、原発事故が理由の「いじめ」に遭った子供たちがいたことでした。想像してください、自分の子供が、自分の孫がそんなつらい立場にいたらと。いじめられた子供たちは何の落ち度もないのに事故のせいでいじめられるのです。地元に住めず、離れざるを得ないことだけでも傷ついているのに…電力会社は少しでも責任を感じているでしょうか。

今年も九電の株主総会では「事故が起きないように固い決意を持って取り組むから安全です。」と九電経営陣側は言いました。原子力規制委員長は「安全とは言わない。」と公言しているのに、いつの間にか「絶対安全」と置き換えられているのです。事故というのは、いつも想定外が重なって起こるものです。絶対はないのではないですか？それに安全と言いつつ一方で瓜生社長はアメリカの遺伝学者の説を取り上げてこう述べられました。「どんなに少ない放射能でも体に害はあるそうです、放射能は自然界にもいろいろなところにある、その中で、それらを体に受け止めながら生き延びていく人類、種が出てくるのだそうです。」と。私は耳を疑いました。今生きている人間が、そしてすべての生き物が原子力の災害にあわないように質問しお願いしている場で、このような話を披露する社長の感性を疑います。社員を含めてひとり一人の命、家族の営みに目を向けることなく、放射能に負けない人類や生き物の出現を夢見ながら会社の経営を考えておられるのでしょうか。

(4)

民生委員や地域の役員は、避難が困難な人たちの顔を思い浮かべながら日々見回っています。30キロ圏外であっても約156万人が住む福岡市、全体では510万人が住む福岡県も、重大な原発事故の発生でその暮らしが影響を受ける「地元」なのです。人間だけではありません。福岡動物園の動物たち、ペットや野生の生き物たち、避難者の通学、仕事、通院、食料、薬は？などなど私たちには具体的に何も知らされていません。住民への情報周知を含めての避難計画は完成されていない現状です。九電がよく口にされる「フェイス・トゥ・フェイスの丁寧な説明」が福岡の人間にはなされないまま、また自治体の避難計画や避難後の生活補償計画の完成がないままの玄海原発再稼働は、子供たちや社会的弱者の生存権を脅かすものです。

原子力災害は、人災です。動かさなければ危険度は格段に下がります。やめていただくよう心から訴えまして私の意見陳述とさせていただきます。

火山灰濃度基準100倍に! 再稼働を中止して審査のやり直しを!

政府交渉・九電交渉・知事要請



横断幕:高木章次さん作

原子力規制委員会は7月19日の会合で、火山灰の影響評価に用いる火山灰濃度を100倍規模に引き上げる方針を決めました。「参考濃度」という名前ですが、「基準を総合的、工学的判断により設定した」という位置づけ、つまり「基準」となりました。

「限界濃度」を大きく超える!

規制基準は、非常用ディーゼル発電機のフィルターが火山灰で目詰まりを起こし、機能喪失に陥ることがないように要求しています。しかし、6月22日に火山灰検討チームの最後の会合で電事連が出した資料には再稼働許可を出している原発について各電力会社が算出した参考濃度と現状での限界濃度(フィルタ交換などで対応できる濃度の限界)を比較した表がありますが、玄海原発、川内原発、伊方原発、大飯原発、美浜原発は参考濃度が限界濃度を超えています。九重山の噴火降灰を想定している玄海原発は参考濃度3.8g/m³に対して、限界濃度0.9g/m³となっており、参考濃度が限界濃度を大きく超えています。

そのため、非常用ディーゼル発電機のフィルター取り替えに要する時間よりフィルターが詰まる時間の方が早くなり、詰まる前に交換できるとの九州電力の説明は成立しなくなりました。

「1台ずつ止めて交換」は現行基準違反

そもそもフィルター交換について、1台ずつ止めて交換を交互に繰り返すという現状のやり方は、「単一故障の仮定」に基づき2台とも機能維持しなければならないという現行の基準に違反しています。

火山噴火の降灰により、玄海原発が全電源喪失となる恐れがあります。その場合の重大事故対策について

火山灰濃度とフィルタ閉塞時間 (川内原発の例)

	火山灰濃度	閉塞時間	層厚
エイヤヒャトラ氷河	3.2mg/m ³	26.5時間	0.5cm
★セントヘレンズ	33mg/m ³	2.5時間	0.8cm
富士宝永噴火	1,000mg/m ³	5分	16cm
規制庁試算①	600mg/m ³	8分	15cm
☆規制庁試算②	2~4g/m ³	1.5分	15cm
☆規制庁試算③	数g/m ³	1.5分	15cm

100倍! = 33mg → 2000~4000mg

も、高濃度の降灰がある状況で機能するかどうかは未確認です。玄海原発3・4号機は火山灰に対し脆弱で危険な状態にあります。国の許可を一旦取り消し、再審査を行わない限り、再稼働を許すべきではありません。

九電は「適用除外の社内規定」ですり抜け!?

こうしたことから、8月7日に全国の市民団体共同で政府交渉を行い、そこでの追及も踏まえ、私達は九州電力本店交渉、佐賀県知事要請行動に取り組みました。

7月26日の九電交渉で九電は「国の動きは承知しているが、基準はこれからの話。また、ディーゼル発電機については一定期間だけは1台でもいいという適用除外の社内規定があり、国にも説明して認可されている。2台ともずっと健全でないとダメだという話ではない」と答え、「社内規定」で規制をすり抜けようとしていました。これでは「規制」の意味がまったくなくなってしまいます。社内規定の公開を求めましたが、応じませんでした。

知事は同意撤回を!

8月10日の知事要請には「原子力規制を監視する市民の会」の阪上武さんが7日の政府交渉、9日の鹿児島県庁要請に続けて佐賀に駆けつけてくれました。

対応した県担当者は「話を聞いて、上に伝える」という姿勢に徹しましたが、阪上さんは問題点を丁寧に説明し、「問題になっている火山噴火の規模は破局的噴火のレベルではなく、桜島の大正噴火など100年単位で起こりうる現実的な話だ」「許可の前提条件が崩れた。再稼働は少なくとも、基準が変わって、必要な工事がなされ、審査をやり直し、県としても安全を確認するという手続きを踏んでからの話だ」と訴えました。

私達からも「九電からは社内規定は市民には見せられないと言われた。政府交渉では『地元住民が規制庁に説明を求めたら来るか』といったら『全部は無理だし、いくつか選ぶのも公平性の観点からできない』とゼロ回答だった。市民が不安を九電や国に直接訴えても、何も応えてくれない。だから、県に伝えているんです。知事は県民に寄り添ってください。再稼働同意を撤回して、新たな基準の下での審査のやり直しを九電と国に働きかけてください」と訴えました。

全国の運動のチカラで追及を!

国はその後、後付けの理由で基準違反がなかったかのように取り繕おうとしていますが、政府交渉をバネに、

- ←川内審査時
- ←昨年10月、規制庁が指示
- ←電力中央研究所レポート
- ←規制委が今回了承

今、川内、伊方、福井など各地で市民の追及が続いています。

玄海「再稼働」が当初予定より遅れているといわれています。問題を顕在化させ、どんどん遅らせ、中止に追い込みましょう!

「ウソをつかない」との知事との約束を早くも反故に！

～再稼働突進を許さない！九州電力本店交渉報告～

7月26日、九州電力本店と交渉を行いました。

昨年12月14日の前回交渉以来、回答の場を待たされ続け、知事同意後最初の交渉となった今回、「民意を受け止めよ！審査と避難計画に欠陥ある玄海原発を動かしてはならない」と再稼働中止をあらためて求め、質問6項目(25細目)もあわせて突き付けました。

①社長指示「コンプライアンスカード携帯」が守られず＝知事との約束が破られた！

6年前の古川康前佐賀県知事に端を発した“九電やらせメール事件”を踏まえ、山口現知事は2年前の就任直後に瓜生道明社長と面談して九電が「ウソをつかない」ことを約束させました。今年4月19日、知事と面談した瓜生社長は「コンプライアンスとは法令順守だけでなく、社会に迷惑をかけないことだ。コンプライアンスカードを全社員に常時携帯させている」と知事に説明しました。この面談を踏まえて、“九電は変わった”“もうウソをつかない”ことを知事は確認したとし、5日後の24日、再稼働に同意しました。

九電交渉の冒頭に「コンプライアンスカードを携帯していると思いますが、見せてください」と求めたところ、対応したエネルギー広報グループの課長ら5人は全員カードを携帯していませんでした。内容を問うても、誰も答えられず、顔を見合わせるばかりでした。私達は呆れかえりました。

カードには「あなたや上司、同僚の判断や行動は自分の良心に反していませんか？」「家族や友人に胸を張って見せられますか？」「地域社会との信頼関係を損ないませんか？」などと5項目が記載されています。命を傷つけ暮らしを根こそぎ奪いかねない原発に不安を持つ市民に説明する際にこそ一番に顧みてほしい内容です。しかし、社長の知事との約束は「口約束」で、いとも簡単に破られていたのです。知事の向こうに住民がいます。知事との約束は住民との約束です。九電の住民軽視の姿勢がまた一つ露わになりました。

翌日、九州電力執行役員であり立地コミュニケーション本部の田代幸英本部長が県庁を訪れ、山口康郎佐賀県県民環境部長に口頭で報告、県は「二度とこういうことがないように、改善策を検討し、報告を求めると九電に伝えたそうです。この経緯は朝日新聞の報道で明らかになったのですが、九電本部長が県部長に直接報告に来るほどに重大な問題だと認識したにもかかわらず、九電も県も自ら公表しませんでした。知事に対して、九電の改善策の公表などをあらためて求めました。

②火山灰評価濃度100倍問題(略。前ページ参照)

③玄海3号機上蓋未交換は全国唯一！

米国で腐食劣化が報告された原子炉容器上蓋。全国の加圧水型原発で玄海原発3号機だけが上蓋を改良型に交換していません。交換計画を持っていたのに、3.11をはさみ、計画はうやむやになり、再申請もしないままに再稼働に入ろうとしています。「自主的な交

九州電力グループ コンプライアンス・カード 倫理的責任・法的責任

◆あなたや上司、同僚の判断や行動は…

- ①自分の良心に反していませんか？
- ②自分の家族や友人に胸を張って見せられますか？
- ③地域社会との信頼関係を損ないませんか？
- ④自社の理念・行動規範に沿っていますか？
- ⑤法令に違反するおそれはありませんか？

私たちは社会との信頼を築き、コンプライアンスを推進します。

換であり、予防保全だ。現在も問題があるとは考えていない。交換時期は未定だ」とのらりくらの回答でした。

④重大事故時の放射能放出量「4.5テラベクレル」

住民説明会でも紛糾した「放射能放出量＝4.5テラベクレル」という過小想定について、「格納容器が壊れない」「水素爆発は起きない」「水蒸気爆発は起きない」「地震に襲われてもポンプ、電源車の移動に支障なし」などが前提条件となっていることを確認しました。説明会で山元取締役は「想定外でないようにいろいろやっている」と言っていました。結局、都合の悪いことはすべて想定外にしているのです。福島原発事故から何も学ばず、いまだに“安全神話”の中にいるのです。

⑤加害当事者意識のない要援護者避難“支援”

説明会でも質問の相次いだ避難問題。山元取締役が「要支援者に何かあったら九電が助けに来ます」と発言したことを質しましたが、「支援する」としながら加害当事者として具体的な手立てを示しませんでした。

⑥“住民理解”など関係なく再稼働強行

最後に、住民理解・地元同意について質しました。私達「住民説明会では再稼働に賛成・反対の意見はどのくらい出たか。どんな意見が出たと把握したのか」九電「住民理解は当社からは何も言えない。いただいたご意見を真摯に受け止め、社内で共有している。」山元取締役は「皆様のご理解がなければなかなか動かせないということも事実だ」とも言いましたが、会場での意見はすべて再稼働に反対・懸念の意見だったという事実を無視して、何が何でも再稼働するのだという九電の姿勢が露骨に示されました。

★私達は行動の際にパソコンや動画カメラで記録をとっていますが、九電交渉ではいつも2時間以上にわたるため、九電の会議室の電源を、許可を得て借りてきました。しかし、今回初めて断られました。「電源は自分で持ってくるのが常識ではないか」とまで言われました。「なぜそのような態度をとるんですか！」私達は口々に声をあげました。すると、担当者はシブシブ「今日は許可しますが、次回以降、検討させていただきます」と。再稼働が迫り、ますます市民に対して威圧的な姿勢になっているようでした。

「逃げられん。どがんもされん」離島・神集島を訪問して

5月29日、玄海原発から12キロに位置する唐津市の離島、神集島(かしわじま)を訪ねました。古来、神々が集まって、海上の安全を祈ったといわれ、万葉集にも歌われた歴史のある島です。6人で島民にお話を聞かせていただきながら、ポスティングをしてまわりました。

島民は「電気は足りとるし、事故が起きれば逃げられん、どがんもされん、10分で放射能が来る」「原発はないほうがましに決まっとる」と、原発の被害を受けるのは自分たちだということをしつかり分かっておられました。

中には九電の下請け会社に勤めている人もいて、「原発いらんと言えん」と近所同士ではなかなか話せないようでした。玄海町と同じ雰囲気を感じました。

また、原発問題以前に、離島での毎日の生活は政治から見捨てられているという現状がありました。まして、原発事故が起きたら、避難もできず、誰も助けてくれない...そんな状況になりかねない現実がありました。

●300人が住む離島

島の人口は住民登録は350人だが、実際は約300人が居住。75歳以上の方が120人、うち一人暮らしの方が36人いる。また、保育園1人、小学生4人がいるが、島の学校は廃校になり、本土の学校へ船で通学している。

島で唯一のお店「神集島購買部」では、食料から生活備品全般を置いている。月曜と木曜の週2回、惣菜を製造・販売し、多くの島民がここで購入するという。40年前に購入した冷蔵庫が故障し、ネットで支援金を呼びかけたところ、100万円の資金が集まり、新調できた。そんな風に島内外にたくさんの人たちが島に思いを強く持っている。(手作り弁当は魚のスリミ天、きんぴらごぼうなどボリューム満点でおいしかったです！)

●この島の“銀座通り”

玄海原発で事故が起きれば、船で本土へ避難することになっている。原発へ近づく方角だ。悪天候等で船が出なければ島内に2か所ある「放射線防御施設」(旧神集島小学校体育館と神集島公民館)に屋内退避することになっている。島の世話人が言う。

「10分で放射能が来る。逃げられん、どがんもされん。原発に賛成する人はおらんが、電気が足らんじゃから反対ばかりも出来んさ...。」と。

先日、50年ぶりの大火事があり、住民でつくる消防団で消火活動。風が強くて、隣の家まで焼けた。朝で、男達が漁に出る前で、人がいたからまだよかった。

「火事があっても若いもんがおらん。消火活動が出来んのよ」と、消防車の車庫をガラガラと開けて見せてくれた。原発事故が起きても市職員のいない島では、すべて島民自身がやらなければならない。

「明日の米代の方が心配じゃ。道路も40年前のままじゃ。ここはこの島の銀座通りさ、あれが六本木ヒルズさ！」と、神集島購買部を指さす。

その銀座通りに沢山の鯉のぼりが風にたなびく。でも若者や子どもが居ない。何とも皮肉な風景だ。

●体育館の避難シェルター

「避難シェルターが設置されたが、事故時には自分達で組み立てなければならない。4人がかりで30分かかった。あんな役に立たんシェルターなんか要らん。」と世話人が言っていたシェルターを見に行ったら。

廃校となった体育館の南京錠をやっとのことで開けて中に入ると、蛇腹式テントが4つ設置されている。1つのテントに16人が入る想定で、トイレもこのテント内につくり、間仕切りカーテンで仕切るだけだ。

事故時には蛇腹を引き出して、フィルターや換気装置を間違えないように接続しなければならない。マニュアルは表示されているが、職員もいない、詳しい人もいない中、島民だけで作業して組み立てるのは、そう簡単ではない。そして組み立てられたとして、こんな狭い空間にどれほどの時間留まることができるだろうか。

「離島の原発施設対策では7島で20億もかかった。我々にとっては今日と明日の生活が大事だ。あんな施設をつくるぐらいなら、そのカネを島民に配ってくれ。道路も40年前のまま。広場も未整備だ。防災無線も各家庭にない。島の実情をわかってほしい。」

原発以前に、日常の生活が大変な状況だった。毎日の暮らしの中での政治不信も強く感じられた。

●もう一つの屋内退避施設、神集島公民館

公民館は収容可能人数375人とされているが、通路スペースなど全部計算に入れての話だ。とてもそれだけの大人数がここに寝泊まりできるとは思えない。

放射線防御対策として、二重窓と換気装置、電源が整備され、原発事故時には密閉されることになる。食料備蓄は数日分あるにはあるというが、風呂はない。

玄関前が狭くて、車の出入りがしにくかったのが、明日から拡幅工事が始まるという。スロープも付ける。今まではなかなか予算がつかなかったが、原発関連ということでお金がすんなりおりました。

●ヨウ素剤備蓄の神集島診療所

島で唯一の診療所、神集島診療所を訪ねた。今年4月から医師が非常勤となり、月水木金に本土から通ってくる。火土日と夜間は医師不在。

医師「安定ヨウ素剤はここで備蓄しているが、詳しい説明は聞いていない。いざという時はマニュアルを見ないとできない。」

こんな状態では原発事故時に放射能が襲う前にヨウ素剤を正しく服用するのは困難だろう。やはり事前説



蛇腹式テント(収納状態)



シェルターの換気装置

明の上、島民一人一人に事前配布しておくしかない。
 受診に来た70代女性と50代男性に話を聞いた。
 「どこに逃げるか知っていますか」
 「集合場所にいく間に被ばくする。吸うか飲むかするやろうもん。シェルターなどつくっても、そこに行くまでに被ばくするし、意味がない。2、3日で放射能はなくならない。住民に説明は何もないよ。電気は余ってるし、動かさないので一番いいに決まってる。何のための再稼働か！」と、憤る。
 「砂屋が海底の砂を根こそぎ取ったので底引き漁ができなくなり、原発温排水もあり、魚がいなくなった。島には何もなか」と水産業の衰退を憂う声も。
 「橋ば作って欲しか」という声も聞いた。橋を架けることは不可能な距離ではない。橋が架かれればどんなに便利に安心できる生活になるだろう。

●島のあちこちで

広場でゲートボールしていた3人の高齢女性達。
 「男は漁でないことも多いので、女子消防隊もあってオイチニ、オイチニの訓練やっとなるがあんまり機能しとらんよ。男42歳、女33歳が年齢上限。今は50過ぎてても入ってないといけなくなった」
 「息子が配管の仕事で、全国の原発をまわっている。だけど、電気は足りてるし、原発動かす必要はなか」
 「何も潤っていない。1年に4,000円程度の協力金だけさ」... などと、みな原発はいらないと思っていた。

3月には馬渡島(前号に報告)、7月には長崎県の鷹島も訪ねました。これからも、離島訪問を続けています。

“とつとと逃げる”～篠山市「原発防災ハンドブック」紹介

市民の智慧とチカラの結集

原発から50キロの兵庫県篠山市の「原子力災害対策ハンドブック」が7月に発行されました。

「篠山市は憲法で保障されたみなさんの人格権を守るために原発事故に備えています。」と明言されたハンドブック。キーワードは『とつとと逃げる!』。福井県若狭町からの避難者受入れを篠山市が拒否したこともガッテン! 別ページには『救助者のためにもとつとと逃げる』とも。発行までには、智慧とチカラの結集になった中身の濃い原子力災害対策検討委員会の存在があります。この委員会の長は副市長。委員はジャーナリストの守田敏也さんをはじめ、地元1200名の団員を抱える消防団長、放射線防護専門の医師や介護施設のスタッフ



の方や保育士や教師など多彩なメンバーで構成されています。

昨年4月に篠山市を訪ね委員会を傍聴した時に、数々の目からウロコを体験してきました。安定ヨウ素剤事前配布についても経費を惜みず、『むしろ無駄になって欲しい』と言及される市長の姿勢には住民の命を守るという壮大な愛が溢

れています。中でも初めに動き始めたママさん玉山ともよさんの決して諦めない熱意が大きなチカラだったと感じています。

カラー版24ページ。篠山市のHPからダウンロードできます。(左下は表紙)

福岡市「出前講座」にて

福岡市危機管理課の原子力防災についての出前講座に参加してきました。篠山市と同じ原発から50キロ前後の福岡市は人口156万人という大きな自治体ですが、偏西風に乗って放射能があつという間に到達するという危機感が全くありませんでした。

質問は安定ヨウ素剤の事前配布のことが中心でした。とにかく住民の命よりも国や県の方針を乗り越えてしまうことを警戒している様子が伝わってきました。

福岡市が言う「事前配布した場合の課題」は、(1)紛失の恐れ(2)医薬品なので適切な環境下での保管(3)誤嚥による副作用(4)誤って使用する恐れ(5)適切なタイミングでの服用指示、の5点ありましたが、どれも他の自治体で工夫努力して払拭している課題です。

私は篠山市の例を紹介し視察訪問して欲しいと訴えました。篠山訪問時に「ぜひ皆さんの所に我々を呼んでください。喜んで説明に行きますよ」と市職員も消防団長も市民検討委員の皆さんも声を揃えて仰ってくださったからです。しかし、福岡市担当者は篠山市から学ぶ姿勢も無いばかりか、自分自身(自治体職員)の被ばく限度が50ミリシーベルトにされていることすら認識していない様子でした。

ヨウ素剤は長崎県松浦市の鷹島で事前配布されているように、自治体からの要請があれば基本的に事前配布を認めると国は回答しています。「国は拒否する権限も拒否の基準もない」(2017年3月31日政府交渉にて内閣府担当者)のです。

今後、離島や介護施設・保育園・障がい者施設などの訪問を続けながら、住民の皆さんの声を聴かせて頂きながら、自治体とも連携しながら、運動を広げて行きたいと思います。(小林榮子)

お話し会：篠山市の玉山ともよさんを囲んで
 原発事故に備え、安定ヨウ素剤の住民への事前配布を行った兵庫県篠山市。市民として母として行政を突き動かしてきた玉山ともよさんを囲むお話し会を開きます。ぜひご参加ください!
 ◆10月1日(日)13時～佐賀市内(場所調整中)
 お話：玉山ともよさん 主催：裁判の会
 ※9月30日(土)13時半～イヅカコミュニティセンター(飯塚市)でもお話し会開催! 主催：原発知っちゃる会

命のことだから 提訴7周年年次活動報告会

2010年8月9日のMOX初提訴から7年を迎えるにあたり、6月10日、佐賀・アバンセにて「提訴7周年年次活動報告会」を開催しました。

私達はこれまで4つの裁判で原告総数904人、支える会・サポート会員944人の仲間とともに、また世界中の人々との繋がりの中でここまで歩いてくることができました。プルサーマル県民投票運動の頃からの10余年の私たちの歩みを振り返りながら、3日後に迫った仮処分裁判での差止決定とその先の勝利へ向けて、あらためてみんなの心を一つにした集いとなりました。

後半は、反原発を訴える木製家具作家のダニー・ネフセタイさん講演会。「原発危機と平和」と題したダニーさんのお話には、たくさんの方の気づきと共感、元気をいただきました(詳細は下記に)。

最後に、これまでの歩みを振り返る映像(BGM付)をみんなで見た後、新調した横断幕をお披露目しながら、石丸初美代表は最後にこう締めくくりました。「美浜の会、小山さんとの出会いから始まり、よちよちしながらも、全国の仲間を支えてもらって、ここまで歩ん



でこれました。これからも長い道のりですが、命の事だから諦める訳にはいきません。これから生きていく子ども達が笑顔になれるように、玄海原発を止めて、福島原発事故の責任を謝罪させ被害者を救い出して、原発のない日本にするという夢のために、明日からまた行動していきましょう！」

そして“WE SHALL OVERCOME“などを合唱して、「諦めない！」とみんなで歌で誓いました。

“必要なのは想像力とハート” ダニー・ネフセタイさんのお話

今回参加できなかった方々のために、まず、彼のプロフィールを紹介しておきましょう。

<<1957年イスラエル生まれ。秩父の菅野町の工房でちゃぶ台を作るその手は、かつてイスラエル空軍機の操縦桿を握っていた。退役後アジアの旅に出て来日。吉川かほるさんと結婚、日本での暮らし35年。ユダヤ人のダニー・ネフセタイさんは、「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織的犯罪処罰法改正案の成立、原発の再稼働が続く日本と、「戦闘は仕方がない」という空気が漂う母国を重ね、平和や原発をテーマに講演を続けている>>

昨年11月の福岡講演をきっかけに、今年2月裁判の会が、7周年報告会での佐賀講演の依頼をしたことが引き金となり、6月5日からの13日間に14回のセミナーを岡山・広島・大分・佐賀・福岡と西日本を駆け巡ることになりました。この間、延べ550人が彼の話をお聴きしました。

各地の講演内容は、★イスラエルの歴史と今、そして日本を考える ★原発危機と平和 ★武器を持って平和になるの？日本の危うさ ★外国人が見た平和や人権、そして原発 ★国のために死ぬのはすばらしい？！？…などなどでした。

さて、話はいっぱい繰り広げられたのですが、印象に残ったところを綴ってみました。ぜひ共有してください！

★人権問題<クリーンセンターの煙突の高さの違いは？>ダニーさんは全国各地のデータを調べた結果、公害問題を対象にする時、東京など人々が密集する大都市と地方の人権は違っていることに行きつく。

<原発の立地条件>福島第一原発の立地地盤は、最初のGE設計条件では津波対策から海拔20mだった、なぜ10mまで削らねばならなかったのか。経済的利益を優先させた(水のポンプアップ効率など)からで、結

果東電と政府は、取り返しがつかない原発事故にしてしまった。

☆何が普通で、何が異常なのか？今、求められているのは、想像力とハート力だ。…⇒

真っ暗闇で機械が上手く動かない異常時にどうするか。「あなたは周りが見えない。周りもあなたが見えない。だから論理的に考えるしかない」、今の日本の状態、常に論理的に。

☆2011年3月11日、日本人とは違う点でショックを受けた。それは、戦争と原発が同じということ。福井には世界の原発の3%がある。福島より強い地震、より高い津波が明日来るかもしれないし、50年後来るかもしれない。事故があった時、真っ暗闇の中で、行政が動けない時があるように、想定外が必ずありうる。予測もできない規模の天変地異に耐えられるものは果たして作ることができるのか。

★イスラエルと日本の共通点。周りの国の人を見下しているところ。

☆仲間を広げるために、無関心層にどう伝えるかのヒント。今、90%の人は考えない。9%は気にするけれど動かない。1%はここに(この会場にも)いる。1%が90%は動かさない。9%を見つけては狙い撃ち。もし10%になったら、90%が関心を持つような社会が変わって行くかもしれない。だから、そのために、今までと違う、1回もやってないことをやる。

◇◆◇最後に、「また、会いましょう、まだ立っていない九州地区へ、参りたいと思っています」と皆さんへ感謝の言葉を残し、地元での人権講演のためダニーさんは、朝早く福岡空港から帰途に就きました。

(荒川謙一)

「安定ヨウ素剤の中津市民への事前配布を」 遅ればせながら市議会に請願しました

大北信子 「あしたの命を考える会」代表（大分県）

大石さん御夫妻のご紹介で裁判の会に出会ってもう何年になるでしょうか。やっと中津でも「安定ヨウ素剤の市民への事前配布を求める請願書」今年6月に中津市議会に請願しました。

会員の坪井千鶴小児科医を中心に賛同が難しそうな市議を個別に訪問し、説明して望みました。感触が良かったので何とか受け入れられるのではないかと大いに期待しました。が、見事不採択でした。さすがにがっかりし、2・3日どっと疲れが出た様な感じでふさぎ込んでしまいました。議会の仕組みに触れ、身近に感じられただけでも良かったと思返し、石丸初美団長のシナヤカでしたたかな活動にあやかり長期戦を覚悟しました。来年3月市議会に署名(他団体のご協力も仰ぎ)を添えて本腰を入れたいと思います。

石丸さんとの出会いは2012年「長崎反核セミナー」(日本基督教団九州教区主催)です。高速・金立サービスエリアからSさんと一緒に私の車に同乗して下さった時は驚きました。嬉しかったですね！そればかりではありません。その夜は布団の上で7、8人車座になって石丸さんの熱い思いとお人柄に触れすっかり虜になって聴

き入りました。

その後、中津視覚障害者協議会、活水同窓会、あしたの命を考える会等で石丸さんに何度か中津まで足をお運び頂き座談会をしていただきました。そのお陰で「あしたの命を考える会」も会員13人になり、毎月1回集まって世の矛盾への学びを深めています。

2012年、石丸さん座談会26人／2014年4月「放射線を浴びたX年後」上映会515人／5月、石丸さん座談会28人／11月、西山太吉さん講演会48人／2015年春、西畑修司弁護士を囲む会15人／3月、中津市議選候補者アンケート／2016年1月、古田奈々弁護士憲法サロン38人／11月、石丸さん避難経路学習会45人／2017年3月大橋さゆり弁護士憲法サロン29人／6月、中津市議会「安定ヨウ素剤事前配布を求める請願」...など、トボトボ歩きの「あしたの命を考える会」です。

8月26日(土)13:30～16:30／18:30～21映画「日本と再生」上映会を主催する運びになりました。ご加禱下さい。今後とも宜しくお願い致します。

9月3・4日「玄海原発避難訓練」見学・監視を!

玄海原発の原子力防災・避難訓練が9月3・4日に Rowe 行われます。今年 は 県市町 だけ で なく、国も主催に加わって、再稼働迫るこの時期の開催となりました。

原発事故が起きたら、どこへどう逃げたらいいのか、要援護者や子ども達の命はどう守られるのか、離島住民は孤立せず避難できるのか、複合災害になったらどうするのか、安定ヨウ素剤は事故が起きてからの配布で間に合うのか、そもそも放射能から逃げられる計画になっているのか...

訓練を見学・監視して、「実働体制ができていない」(唐津市長答弁)避難計画の実態を具体的に知り、住民に知らせ、自治体にも訴え、世論を動かし、再稼

働に待ったをかけていきましょう。事前学習会にもぜひご参加ください。

★「玄海原子力総合防災訓練」監視行動

9月3・4日開催予定。例年、朝8時に原発事故が起きる想定で始まります。詳細未定。

★玄海避難訓練 事前学習会

・8月25日(金)13時半～福岡・ふくふくプラザ

402会議室(地下鉄空港線「唐人町」4番出口徒歩7分)

裁判の会主催

・8月29日(火)17時半～唐津・大成公民館

裁判の会など4団体共催

5月11日以降の活動経過

■5月

- 11 裁判ニュース第22号発行
- 12日 全基第21回口頭弁論◆
- 13日 原発体制を問うキリスト者ネットワークにて報告
- 14日 地球のめぐみパネル展(新宮町)
- 24日 伊万里地区平和運動センター学習会にて報告
- 25日 知事へ同意撤回要請
- 27日 原水禁大分総会にて報告
- 29日 神集島ボスティング

■6月

- 6日 JR九州ユニオン集会にて報告
- 8日 仮処分記者レク
- 10日 提訴7周年年次活動報告会 & ダニー・ネフセタイさん講演会

- 13日 仮処分不当決定★
- 16日 行政第14回口頭弁論◆
- 17日 憲法&原発カフェ(吉塚)
- 23日 仮処分抗告申立て
- 30日 平和運動センター九州にて報告

■7月

- 7日 即時抗告理由書提出
東京緊急報告会にて報告
- 15日 漁業者海上デモ・鷹島ボスティング
- 18日 九電交渉事前検討会
- 26日 九電本店交渉
- 28日 全基第22回口頭弁論◆

■8月

- 7日 政府交渉・火山灰
- 10日 知事要請・火山灰

事務局リレーコラム **母と甲子園** 北川浩一

八月の声を聴くとテレビの前に座り込んだ母を見るのが常で、白球を追う甲子園球児の活躍に一喜一憂している様子だった。野球嫌いの私には母と野球の接点が思いつかなく、ルール不詳のゲーム観戦の訳が長い間解せなかったが敢えて問うことはなかった。

大正一桁代生まれの両親は共に長崎で思春期を過ごし結ばれたが、それはまさに戦争一色の時代であった。10年にも及ぶ父の軍隊生活、疎開生活中の原爆投下と家屋の焼失……しかし、父母は戦争について多くを語ることはなく、残された数十枚のセピア色の戦地写真は棚に収まったままであった。

父没後、母80代半ばで同居することになり高校野球観戦の訳を知った。

母の八月は封印してしまいたい日々だが、否が応にも新聞テレビで心をかき乱される季節。うつ状態を紛らわせる唯一の手段があつた高校野球観戦で我を忘れることであった。叔母が三菱造船所学徒動員中に被曝死したこと、祖父母や兄弟の悲嘆についても後に知ることとなった。疎開生活でのつかの間の平和と農業体験を話すときだけは能弁であった。95歳で

亡くなるまで甲子園の歓声は母を癒し鼓舞してくれたらどうか、晩年は認知症を患い思い出を語り合う術はなかった。

語り継ぐことは痛みを伴うこと。聞きとるほうもそれは同じであろう。しかし、我々は忘れてはならない、語り継がねばならない。風化していく戦争体験、伝聞は、加害者、被害者の別なく語り継ぎ生かしていかなければならない。歴史に学ぶ国、国民でありたい。当事者は被害者でもあり加害者でもある自覚。そのことは未だ解決のめどもつかない福島大震災に向き合う姿勢として国民に等しく求められているはずである。

報道自由度ランク72位、72年たっても口先だけで核廃絶に踏み出せない日本。300数十万の戦没者の犠牲に成り立つことを忘れたかのような無責任体制の国政。原発依存経済、軍事依存経済への傾斜化、人の尊厳軽視、経済至上……この国のあり様は今我々に鋭く突きつけられている。国民一人ひとりが責任回避できない岐路に立たされている自覚を持ちたいと思う。

(きたがわ こういち/唐津市)

お知らせ

**8.27 オール九州
玄海原発再稼働許さない!集会**

日時:8月27日(日)午後2時~
集会:福岡市天神・警固公園
デモ:天神周辺→九電本店包囲 アピール
主催:原発いらない九州実行委員会

熊本・宮崎パネル展

フクシマ3.11を忘れない〜子どもたちに残したいもの

<裁判の会作製のパネルなどを展示します>

- 熊本市国際交流会館1階ロビー
8月24日(木)~30日(水) 10:00~20:00(30日は13:00まで)
- 熊本県山都町中央公民館1階ロビー
9月5日(火)~7日(木) 10:00~20:00(5日13時~、7日15時まで)
- 宮崎県小林市イーヴレツジ
9月11日(月)~22日(金) 10:00~18:00(日・祝=休日)
- ◆ 主催:シネマ・ほこあほこ (3会場とも)
cinema_pocoapoco@yahoo.co.jp 0967-83-0558

会員募集中!

- 年会費 原告会員1万円。支える会会員5000円。サポート会員一口1000円~。団体会員も歓迎!
 - 振込先:郵便振替口座 01790-3-136810
玄海原発ブルサーマル裁判を支える会
- 命を守るために長期戦覚悟!
カンパもお願いします!**

会員数 (2017.8.17現在)

原告総数	904名	原告内訳	
支える会・サポート会員	944名	仮処分債権者	173名
		全基原告	349名
		行政訴訟原告	382名

■ 裁判傍聴をお願いします! ■

- **全基差止・行政訴訟** 佐賀地方裁判所
9月8日(金)14:00~全基第23回口頭弁論
意見陳述:田口弘子さん(唐津市)
記者会見・報告集会:赤松公民館
- 9月15日(金)14:00~行政第15回口頭弁論**
意見陳述:伊福規さん(長崎県平戸市)
記者会見・報告集会:赤松公民館
- 12月1日(金)14:00~行政第16回口頭弁論**

- **3・4号機再稼働差止仮処分抗告審**
福岡高等裁判所 日時未定

★12.2反ブルサーマルの日★

2009年12月2日、日本で初めて玄海原発でブルサーマルが始まった日。今年も12月2日(土)にポストイング行動などに取り組みます。詳細はあらためて。

あなたのチカラが必要です!

- **座談会しませんか?**
原発のこと、命のこと、少人数で本音トークをしませんか。1人からでも、どこへでも行きますので連絡ください!
- **事務所ボランティア募集中!**
資料整理、チラシ印刷、手作りグッズ作成etc...作業がいろいろあります。ご都合のいい時におこしください!
- **玄海町や市町を一緒に訪問しませんか?**

● **最新情報は以下をご覧ください。**

ホームページ <http://saga-genkai.jimdo.com/>
フェイスブック <http://www.facebook.com/genkaijenpatsu>